



平成 27 年 7 月 10 日

各 位

会 社 名 ダ イ ト 株 式 会 社  
代 表 者 名 代表取締役社長 大津賀 保信  
(コード：4577、東証第一部)  
問 合 せ 先 経営企画室長 桑 島 豊  
(TEL. 076-421-5665)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年7月10日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年8月25日開催予定の第73回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記の通りお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の目的

平成 27 年 5 月 1 日施行の改正会社法によって、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。

監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役（複数の社外取締役を含む）に取締役会における議決権を付与することで、監査・監督機能の強化を図るとともに、コーポレート・ガバナンス体制をより一層充実させ、更なる企業価値向上を図るために、監査等委員会設置会社へと移行したく、当該移行のために、定款の一部を変更するものであります。

また、改正会社法では責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されます。業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、定款の一部を変更するものであります。

なお、責任限定契約に係る定款の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 27 年 8 月 25 日
定款変更の効力発生日	平成 27 年 8 月 25 日

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>第4条 (機関)</p> <p>当社は株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条～第10条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条～第17条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第18条 (取締役の員数)</p> <p>当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第19条 (選任方法)</p> <p>1. 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>第4条 (機関)</p> <p>当社は株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>(3) 会計監査人</p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条～第10条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条～第17条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第18条 (取締役の員数)</p> <p><u>1. 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、10名以内とする。</u></p> <p><u>2. 当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。</u></p> <p>第19条 (選任方法)</p> <p>1. 取締役は、株主総会において選任する。<u>ただし、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とは、区別して選任するものとする。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p><u>4. 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該決議のあった株主総会后、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第20条（任期） 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>第21条（代表取締役および役付取締役） 1. 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を選定し、必要に応じ、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役若干名を選定することができる。</p> <p>2. （条文省略） 3. （条文省略）</p> <p>第22条（条文省略） 第23条（取締役会の招集通知） 1. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。 2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p>第20条（任期） <u>1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任した監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第21条（代表取締役および役付取締役） 1. 取締役会は、その決議によって<u>監査等委員でない取締役の中から取締役社長1名</u>を選定し、必要に応じ、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役若干名を選定することができる。</p> <p>2. （現行どおり） 3. （現行どおり）</p> <p>第22条（現行どおり） 第23条（取締役会の招集通知） 1. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。 2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p><u>第24条（重要な業務執行の決定の委任）</u> <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第24条（条文省略）  第25条（取締役会の議事録）  取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他の法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第26条（条文省略）  第27条（報酬等）  取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第28条（社外取締役との責任限定契約）  当会社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p>第5章 監査役および監査役会  第29条（監査役の員数）  当会社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>第30条（選任方法）  1. 監査役は、株主総会において選任する。  2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>第31条（任期）  1. 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。  2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>第25条（現行どおり）  第26条（取締役会の議事録）  取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他の法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第27条（現行どおり）  第28条（報酬等）  取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という）は、株主総会の決議によって定める。  <u>ただし、監査等委員である取締役の報酬等とそれ以外の取締役の報酬等とは、区別して定める。</u></p> <p>第29条（取締役との責任限定契約）  当会社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u>との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p>(削除)  (削除)  (削除)  (削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第32条（常勤の監査役）</u>  <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削除)
<p><u>第33条（監査役会の招集通知）</u>  <u>1. 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>  <u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>第34条（監査役会の決議方法）</u>  <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p><u>第35条（監査役会の議事録）</u>  <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他の法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>	(削除)
<p><u>第36条（監査役会規程）</u>  <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削除)
<p><u>第37条（報酬等）</u>  <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p><u>第38条（社外監査役との責任限定契約）</u>  <u>当社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第6章 計 算 第39条～第42条 (条文省略)</p>	<p>第5章 監査等委員会</p> <p>第30条 (監査等委員会の招集) <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>第31条 (監査等委員会規程) <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>第32条 (常勤の監査等委員) <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>第33条 (監査等委員会の決議方法) <u>監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p> <p>第34条 (監査等委員会の議事録) <u>監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他の法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>第6章 計 算 第35条～第38条 (現行どおり)</p>

以上